

川西市財政健全化条例骨子（案）

【目的】財政運営の基本原則を定めることにより、市政運営の基盤となる健全な財政運営を自律的に行うこと

基本理念① 計画的な財政運営

財政運営は、将来の財政収支見通しに基づき、計画的に行わなければならない。

- ・ 中長期的な財政収支の見通し及びそれに基づく財政運営の目標を定めた計画（財政運営計画）を作成しなければならない。
- ・ 財政運営計画は、川西市総合計画の策定等に関する条例に基づく総合計画及び各施策分野の計画（個別計画）との整合をとらなければならない。
- ・ 公共施設を整備する場合、後年度の財政運営への影響を考慮しなければならない。
- ・ 全事業について、その目的・効果・費用等を、総合計画における基本計画の策定にあわせて検証し、その結果を公表しなければならない（補助金等の見直しを含む）。

基本理念② 規律ある財政運営

財政運営にあたっては、将来世代に過度の負担を残さないよう留意しなければならない。

- ・ 財政運営における、財政基金及び減債基金の積立及び繰入については、その理由を明確にして行わなければならない。
- ・ 市債の発行においては、後年度の財政運営への影響に留意しなければならない。
- ・ 使用料等の受益者負担のあり方及び市税の減免について、受益と負担のバランス、経済情勢等を考慮し、別に定める基準に基づき、随時見直しを図り、その結果を公表しなければならない。

基本理念③ 透明な財政運営

市民と財政に関する情報を共有し、情報を分かりやすく公開することにより、説明責任を果たさなければならない。

- ・ 市民に対し、財政に関する情報をわかりやすく提供し、説明するよう努めなければならない。
- ・ 財政に関する情報については、法令で定めるもの以外についても公開すること（財政運営計画、決算情報（財務書類など）、予算の概要 など）。

実効性の確保

基本理念に基づく健全な財政運営を維持するために、財政判断指標の設定、目標値及び健全基準値の設定、基準確保のための対応策を規定

- ・ 財政状況の健全性を検証するため、法令の定めとは別に財政判断指標を設定し、その健全基準値を定める（指標① 基金確保比率 5% 指標② 実質公債費比率 15%）。
- ・ 財政運営計画において、財政判断指標の目標値を設定する。
- ・ 各年度決算において健全基準値を満たさない場合、その年度に作成する財政運営計画において、基準値確保のための方策を示さなければならない。

設定する指標の種類及び健全基準数値については、条例で規定することとする（目標値は財政運営計画で示す）。

<p>【指標 1】 財政運営の安全性 (基金確保比率)</p>	<p>災害発生時などに、一時的に必要な資金の備えがあること。</p>
-------------------------------------	------------------------------------

基金残高（財政基金及び減債基金を標準財政規模の5%以上確保すること）。

阪神大震災時の実績を踏まえ、15億円程度の資金を備えておく必要があるとすると、標準財政規模の4.9%は最低必要となる。そこで、標準財政規模の5%を健全基準数値として設定する（目標値としては、後期基本計画での目標値である10%）。

（参考）阪神・淡路大震災時の一般財源負担額（平成6年度予算 710,100千円 平成7年度予算 732,621千円）
（平成6年度決算 327,164千円 平成7年度決算 457,960千円）

H29 財政基金 1,202,239千円 減債基金 831,081千円 標準財政規模 30,410,383千円（約6.7%）
H30 財政基金 1,153,435千円 減債基金 905,023千円 標準財政規模 30,641,389千円（約6.7%）

<p>【指標 2】 公債費負担の健全性 (実質公債費比率)</p>	<p>公債費の償還に係る負担が過大にならないこと。</p>	<p>(※) 準元利償還金 債務負担行為に基づく支出で公債費に準ずるもの 公営企業・一部事務組合元利償還に対する負担金等 一時借入金利子</p>
---------------------------------------	-------------------------------	--

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金} + (\text{※}) \text{準元利償還金} - (\text{特定財源} + \text{普通交付税算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{普通交付税算入額}}$$

実質公債費比率を15%未満とすること。

- ・ 実質公債費比率 18%以上（地方債発行に許可が必要となるライン（地方財政法第5条の4による関与の特例）を基準として考える）。
- ・ 自律的に健全な財政運営を行うためには、法律による制限がかかるより前に健全基準数値のライン設定をする。
- ・ ライン設定・・・比率算定における都市計画税充当可能額の影響（過去3か年平均で5.1%相当）に着目し、将来、都市計画税が減収しても健全性が維持できるラインを設定する。都市計画税の影響の半分（2.5%相当）の余裕をみると15.5% ← 15%として設定

実質公債費の推移

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
3か年平均	10.1	10.7	10.9	11.0	11.4	11.7	12.3	11.9	12.2	11.8	11.4	10.7
単年度	9.7	11.5	10.9	11.0	12.6	11.6	13.1	11.3	12.5	11.7	10.2	10.2
単年度（都市計画税充当なし）	16.6	18.2	17.6	17.4	18.9	17.6	18.7	16.8	17.8	16.2	15.5	15.4